

西村 淳 著

『所得保障の法的構造』

——英豪両国の年金と生活保護の制度史
と法理念

嵩 さやか

1 はじめに

貧富の格差の拡大は、支援の必要性の高い低所得者を相対的に増加させるが、これとは裏腹に、社会保障制度における連帯を脆弱化させるおそれがある。というのも、従来は、すべての個人が貧困に対して同様のリスクを負っているとの擬制が成り立ち、その擬制の下で社会保障制度における相互扶助（所得再分配）が機能してきたが、格差の拡大により個人々の具体的な貧困のリスクが顕在化し二極化するにつれて、この擬制に亀裂が生じてきたからである。こうした状況下で、社会保障制度における所得再分配や（所得再分配の結果たる）受給権の正当性は再検討を迫られている。

こうした現在の問題状況を受け、本書は、安定した雇用や家族を前提に無条件の給付という考えを支えてきた従来の生存権論を乗り越えて、社会保障の権利の新たな基礎付けを問うことの必要性に基づいて執筆された研究書である。具体的には、イギリスとオーストラリアの所得保障制度の沿革をたどって、両国における基本原則を明らかにした上で、所得保障の権利の規範的基礎を探究し、その基礎を「貢献」に求めることを主張している。本書は、年金、生活保護、児童手当、失業給付など幅広い所得保障制度を対象に、イギリスとオーストラリアの制度の変遷をつぶさに紹介し分析するという比較法的研究の緻密さとともに、「貢献」という新たな視点を提示する分析の鮮烈さにおいて優れており、現在の問題状況における所得保障制度を考える上で示唆に富んでいる。

2 本書の構成と概要

本書は、その目的と分析視点を明らかにする「はじめに」に続いて、序章を含む6章の本編が展開された後、本書の課題などを摘示する「おわりに」で締めく



●信山社
2013年12月刊
A5判・293頁・
本体8800円＋税

●にしむら・じゅん
大学院教授
北海道大学公共政策

くられている。

序章「イギリスとオーストラリアの現在の所得保障制度」では、本書が比較法研究の対象として取り上げるイギリスとオーストラリアの現在の所得保障制度の概要が紹介されている。両国の違いとして最も大きいのは、所得保障制度体系における社会保険の位置づけであり、イギリスでは社会保険が所得保障制度の中心であるのに対し、オーストラリアでは社会保険が全く存在せず、資力要件付きの公的扶助によってもっぱら構成されている点が示されている。

第1章「イギリス所得保障制度史」では、所得保障制度の起源である1601年の旧救貧法にまでさかのぼって、イギリスの所得保障制度の沿革がたどられている。そのうえで、イギリス・オーストラリア両国の所得保障の基本原則として本書が指定する「就労第一原則」「最低保障原則」「公私分担原則」の成立・変容の分析とともに、各時代における制度設計と所得保障を支える経済・社会・思想的な背景などが考察されている。

第2章「オーストラリア所得保障制度史」では、オーストラリアが連邦制国家として成立する（1901年）前の19世紀末から現在までの所得保障制度の変遷を追い、ここでも、イギリスと同様「就労第一原則」「最低保障原則」「公私分担原則」の成立・変容と、各時期における制度設計と所得保障を支える経済・社会・思想的な背景などが分析されている。

第3章「所得保障の制度設計と制度に内在する原則」

では、第1章、第2章でそれぞれ行われた両国の制度史分析に基づいて、その制度設計と上記3つの原則の変容が比較されている。「就労第一原則」は、両国の所得保障制度に内在するが、イギリスではそれが（就労による拠出に基づく）社会保険という形で表れ、オーストラリアでは賃金保障という形で表れているという違いがあると分析されている。また両国とも、当初は、完全雇用を前提に就労を「前提」として社会保障給付の対象者を限定していたのが、1980年代以降は雇用情勢の悪化を背景に、就労能力のある者にも給付を行う一方、公的扶助などで就労努力を給付要件とするなど就労を「支援」する制度へと転換されていることを指摘する点が興味深い。「最低保障原則」も両国の所得保障制度に内在する原則として分析されているが、戦後の経済成長期以降は保障の充実のため所得比例年金が創設されたり、公的扶助受給者のための賃金補填を行う給付付き税額控除が導入されたり、両国では同原則の修正が見られると指摘されている。同原則をめぐる両国間の最大の違いは、社会保険による普遍主義的な最低保障（イギリス）か、公的扶助による選別主義的な最低保障（オーストラリア）かの違いであるとされている。「公私分担原則」も両国の所得保障制度に内在するとされ、時代によって公的給付と私的保障との分担のあり方が変化してきている点でも共通していると分析されている。もっとも、両国では、公私の組み合わせについて、「社会保険+職域年金」（イギリス）と「公的扶助+賃金保障」（オーストラリア）との違いがあると比較されている。

第4章「所得保障の権利の規範的基礎」では、所得保障の権利についての新たな規範的基礎付け論の必要性の認識に基づいて、第1章、第2章での考察をもとに両国における所得保障の権利の基礎についての変遷を分析する。この章では、両国とも憲法による基本的権利の保障がないか、あるいはほとんどないため、国会での立法によって権利が守られるという点で共通した法的前提に立っている点が指摘されるとともに、戦後に契約的権利（就労や拠出と引き換えに生活保障がなされること）が成立し、その後マーシャルのシティズンシップ論に基づく福祉権論と司法審査による裁量統制を通じた権利性の強化の動きがみられ、1980年代以降は社会経済的権利論と契約的福祉権論が展開さ

れたとしてこれらの分析がなされている。とりわけ近年の政策に大きく影響を与えている契約的福祉権論（受給権と市民の義務の相互性を強調する考え方）については、権利と義務のバランスを重視するシティズンシップ論の読み直しと捉え、シティズンシップ論との連続性が指摘されるとともに、義務を重視することによる権利性の弱体化のおそれに対し、むしろ就労促進に向けた国の役割の強化が指摘されている点が重要と思われる。

第5章「総括：貢献に基づく権利の基礎付けと制度設計」では、これまでの両国の所得保障制度史の分析から、「地位に基づく権利（地位原理）」と「貢献に基づく権利（貢献原理）」の2つを導き、両原理が両国では歴史上せめぎあいを繰り返してきたと分析する。そのうえで本章では、地位原理と貢献原理とは二律背反的なものではなく、貢献行為（拠出や就労など）と給付との関係における条件性・同時性・対価性の強さの程度の違いにほかならないとして両原理を相対化したうえで、「貢献」を一元的に権利の基礎と捉える理論を提示する。両国で見られた上記3つの原則の変容については、「貢献を『前提』とした制度」から「貢献を『支援』する制度」への制度設計の変化と分析している点が興味深い。そして本章の最後では、貢献に基づく権利の基礎付けの意義と問題点が指摘されている。

3 本書についての検討

本書は、イギリスとオーストラリアの所得保障制度全体の歴史的発展を一定の分析軸にしたがって、法令・議会資料・判例・両国の学説等に基づいて詳細に分析している点で、比較法研究として非常に優れている。本書が描く両国の所得保障制度の変遷はどれも興味深いものであるが、本書の最大の魅力は、単なる比較法研究の域を超えて、所得保障の権利の基礎についての規範論を展開し、権利の基礎を「貢献」に求めるという新たな理論を提示している点である。

これまで社会保険と公的扶助を対置させて、その対価性の有無などに基づいて権利性の強弱が語られてきたが、本書では、（社会保険や公的扶助の区別にかかわらず）所得保障の権利は「貢献」に基礎付けられ、社会保険と公的扶助とは単に貢献行為と給付との関係

に関する制度設計の違いに過ぎないと分析される。確かに社会保険でも所得再分配機能が組み込まれ、他方で公的扶助では近年の両国のように就労努力や育児、介護、奉仕活動などの実施を条件として給付がなされることもあることからすれば、両者には連続性がみられる。そのため、公的扶助を含め所得保障の権利の基礎を、(就労に限られない)「貢献」に求めることには基本的に賛同できる。

ただ、本書も課題として指摘しているように、(重度障害者への所得保障など)すべての所得保障について「貢献」による基礎付けが可能であるのかは疑問である。「貢献」が想定しにくい領域についてまで、「貢献」

概念の拡張によって対応してしまうと、この理論の要である「貢献」概念が過度に希薄化してしまい、結局「貢献」によって権利を基礎付けた意義が損なわれるのではないかと思われる。本書の筆者には、貢献原理では基礎付けられない領域の可能性を見極めつつ、こうした領域と貢献原理で基礎付けられうる領域との境界線についての分析を今後とも展開して、権利の基礎付け論を充実していくことが大いに期待される。

また本書では、「貢献」に基づく権利の基礎付けの意義として、「社会的弱者を支援するための強者の貢献義務を根拠づけ、従来の連帯基盤が脆弱化しつつある中での新たな連帯の根拠とする」ことが指摘され、

大原社会問題研究所雑誌

No. 675 2015.1

定価 1000円 (本体926円, 年間購読 12,000円)

【特集】新日本窒素の労使関係・労働運動の諸相(1)

特集にあたって
戦後労使関係史における安賃闘争の位置
戦後日本の化学工業の変容, チッソと労働組合
新日本窒素労働組合と水俣病患者支援団体, 患者組織との連携関係の分析

鈴木 玲
富田義典
磯谷明德
鈴木 玲

■論文

地域包括ケアシステムの存続と自治の機能

高間沙織

■証言：戦後社会党・総評史

時代に生きた社会党と村山連立政権——園田原三氏に聞く(上)

■書評と紹介

樋口直人著『日本型排外主義——在特会・外国人参政権・東アジア地政学』
Jiyeoun Song, *Inequality in the Workplace: Labor Market Reform in Japan and Korea*
石田光男/寺井基博編著『労働時間の決定——時間管理の実態分析』

岡本雅享
安周永
鷲谷 徹

社会・労働関係文献月録

法政大学大原社会問題研究所

月例研究会

所報 2014年9月

発行/法政大学大原社会問題研究所
発売/法政大学出版局

〒194-0298 東京都町田市相原町4342 Tel. 0427-83-2307

〒102-0071 東京都千代田区富士見2-17-1 Tel. 03-5228-6271

格差拡大に伴う連帯の脆弱化という問題に対する応答がなされている点が非常に重要である。社会保障を基礎付ける理念とされる連帯については、その規範的根拠は明らかでなかったところ、本書はそれを「貢献に基づく権利」に求めたものといえる。もっとも、「貢献に基づく権利」との定式から第一に導かれるのは、受給権を基礎付ける受給者本人の貢献義務だと思われるため、他者の貢献義務やそれに基づく連帯の契機は見出しがたいようにも思える。しかし本書ではこうした他者の貢献義務や連帯を基礎付けるための論理も用意されている。すなわち、「貢献に基づく権利」の問題点（義務の重視による権利の弱体化）にこたえる形で、就労促進のための大きな国の役割を導いているのである。権利の条件として貢献を求める以上、国は受給者がこの貢献義務を果たせるように支援する責務があるということである。この国の責務は、結局は負担能力のある者の負担によって支えられるほかないため、強者の貢献義務がこうして導かれるのである。

ただしここで注意が必要なのは、こうして導かれた強者の貢献義務は受給者が貢献できるようにするための支援（就労促進など）に対応したものであるため、義務の範囲はこれによって画される点である。したがって、所得保障制度を介して垂直的所得再分配を機能させる場合には、その再分配によってどのように受給者の貢献が支援されるのかを具体的に明らかにしていくことが必要となろう。こうした観点も踏まえて本書の筆者には今後とも、所得保障の具体的制度設計についての鋭い分析が期待される。

本書は、社会保障の権利論のパラダイム転換をはかり、それにより現在直面している問題（連帯の脆弱化など）を考えるにあたっての重要な規範的手掛かりを示す書として学術的に非常に重要な業績といえる。

だけ・さやか 東北大学大学院法学研究科准教授。社会保障法専攻。